核物質防護に係る検査ガイド (試験研究炉・使用施設)

> 原 子 カ 規 制 庁 放射線防護グループ 核セキュリティ部門

目 次

【評価領域】

PP21 特定核燃料物質の管理

【検査分野】

- 01 特定核燃料物質の管理
- 02 特定核燃料物質の常時監視
- 03 特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び検知装置の設置
- 04 特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告

【評価領域】

PP22 核物質防護情報の管理

【検査分野】

01 核物質防護秘密の管理

【評価領域】

PP23 立入承認

【検査分野】

- 01 防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書の発行)
- 02 防護区域等への人の立入り(一時立入者への証明書の発行)
- 03 個人の信頼性確認
- 04 個人の信頼性確認に係る判断基準
- 05 個人の信頼性確認に係る結果の通知及び苦情の申出手続

【評価領域】

PP24 出入管理

【検査分野】

- 01 防護区域への人の立入り(一時立入者の監督)
- 02 防護区域への車両の立入り
- 03 周辺防護区域への車両の立入り
- 04 防護区域等の駐車場の設置
- 05 当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両
- 06 防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)
- 07 防護区域の出入口の措置(金属探知機等による点検)
- 08 防護区域等の出入口の措置(出入口の常時監視)
- 09 見張人の詰所での一時立入者の監督
- 10 監視所での一時立入者の監督

【評価領域】

PP25 物理的防護

【検査分野】

- 01 防護区域の設定(防護区域の障壁)
- 02 防護区域の設定(防護区域内の監視)
- 03 周辺防護区域の設定(周辺防護区域の柵等の障壁)
- 04 周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)
- 05 立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)
- 06 防護区域等の巡視
- 07 特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び封印(事業所内運搬)
- 08 監視装置の設置
- 09 出入口における鍵の複製困難化
- 10 出入口の鍵又は錠に不審点が認められた場合の鍵及び錠の取替え等
- 11 出入口における鍵の管理
- 12 非常用電源設備及び無停電電源装置の設置(核物質防護設備及び装置)
- 13 防護設備の点検及び保守
- 14 見張人の詰所
- 15 見張人の詰所における連絡手段
- 16 監視所
- 17 監視所の連絡手段
- 18 事業所外運搬における運搬物の防護措置(施錠及び封印等)(区分 I 輸送物)
- 19 事業所外運搬における運搬物の防護措置(施錠及び封印等)(区分Ⅱ、 Ⅲ輸送物)

【評価領域】

PP26 情報システム防護

【検査分野】

- 01 情報システムに対する外部からのアクセス遮断
- 02 情報システムセキュリティ計画の作成

【評価領域】

PP27 核物質防護体制

【検査分野】

- 01 防護体制の整備
- 02 緊急時対応計画の作成
- 03 緊急時対応計画における留意事項

- 04 法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制
- 05 非常の場合の対応

【評価領域】

PP28 共通

【検査分野】

- 01 教育及び訓練
- 02 定期的な評価及び必要な改善
- 03 妨害破壊行為等の脅威への対応
- 04 安全実績指標の検証(核物質防護)
- 05 事象発生時の初動対応(核物質防護)

PP21 特定核燃料物質の管理

検査ガイド 特定核燃料物質の管理

PP2101 特定核燃料物質の管理

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」 評価領域:「特定核燃料物質の管理」 検査分野:「特定核燃料物質の管理」

2 検査の目的

2.1 目 的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。) 第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される特定核燃料物質の管理状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、特定核燃料物質の管理の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

特定核燃料物質の取扱いを防護区域内に限定することにより、特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

事業所敷地内の特定核燃料物質の全てを検査対象とする。

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2 人/0.40(h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する統括核物質防護対策官、核物質防護対策官又は核物質防護専門職(以下単に「対策官」という。) をリーダーとして 実施する。
- (2)必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の管理に関する活動が適切に行われていることを関連文書の 調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

特定核燃料物質の管理に関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する特定核燃料物質の管理が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(以下「試験炉規則」という。)第14条の3
- (2)核燃料物質の使用等に関する規則(以下「使用規則」という。)第2条の11の 13
- (3) 核物質防護措置に係る審査基準(以下単に「審査基準」という。)

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 特定核燃料物質の管理

PP2102 特定核燃料物質の常時監視

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」 評価領域:「特定核燃料物質の管理」

検査分野:「特定核燃料物質の常時監視」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される特定核燃料物質の常時監視状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、特定核燃料物質の常時監視の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

特定核燃料物質を常時監視することにより、特定核燃料物質の盗取及び妨害 破壊行為のリスクを低減すること。

3 検査要件

3.1 検査対象

特定核燃料物質の常時監視については、それらに関する設備、装置、施設立入記録、巡視記録等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、特定核燃料物質の常時監視の状況を考慮し、検査対象を選定する。

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2人/0. 30 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の常時監視に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

特定核燃料物質の常時監視に関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する特定核燃料物質の常時監視が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 特定核燃料物質の管理

PP2103 特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び検知装置の設置

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」 評価領域:「特定核燃料物質の管理」

検査分野:「特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び検知装置の設置」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び検知装置の設置状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号口で規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び 検知装置の設置の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、 警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

特定核燃料物質を厳重に管理することにより、特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

特定核燃料物質を取り扱う施設の出入口の施錠及び検知装置の全てを検査対象とする。

- (1)検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2人/0. 30 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2)必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の常時監視を行わない場合は、施設出入口の施錠及び検知装置の設置を確認する。また、出入口の施錠及び検知装置の設置に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及び検知装置に関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する特定核燃料物質の管理における出入口の施錠及 び検知装置の設置が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 特定核燃料物質の管理

PP2104 特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」 評価領域:「特定核燃料物質の管理」

検査分野:「特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

特定核燃料物質、設備、装置については、常に異常の有無を点検することにより、異常があった際に迅速に対応し、影響を最小化する。

3 検査要件

3.1 検査対象

特定核燃料物質、設備、装置の点検要領、記録等の全てを検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

(1) 検査の頻度

1年間に1回程度

(2) 検査時間

2人/0.50(h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質を取り扱った場合は、状態、数量の点検を行うとともに、設備の異常の有無を点検し、異常があった場合は、直ちに報告する体制となっているかを確認する。また、特定核燃料物質、設備、装置に関する管理が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検と報告手続に関する関連文書を 確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検と報告手続が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP22 核物質防護情報の管理

検査ガイド 核物質防護情報の管理

PP2201 核物質防護秘密の管理

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」 評価領域:「核物質防護情報の管理」 検査分野:「核物質防護秘密の管理」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される核物質防護秘密の管理状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、核物質防護秘密の管理の検査分野における体制、教育にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

核物質防護秘密を厳重に管理することにより、情報漏えいを防止し、不法行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

核物質防護秘密の管理については、情報管理要領に定められた核物質防護秘密 文書の管理状況等の全てを検査対象とする。

なお、核物質防護秘密の文書については、過去12か月間又は前回検査以降の核物質防護秘密文書の登録、接受、廃棄の記録、情報保護区域の保全記録、秘密情報用PC内の記録、核物質防護秘密文書の保管状況、秘密保持義務者の登録、解除等を検査対象とする。

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2 人/0. 50 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理していることを確認する。また、特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図っていることを確認する。さらに、核物質防護秘密の管理が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

核物質防護秘密の管理に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する核物質防護秘密の管理が審査基準に適合すること を確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP23 立入承認

検査ガイド 立入承認

PP2301 防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「立入承認」

検査分野:「防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行)」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行)状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域等への人の立入り (常時立入者への証明書等の発行) の検査分野における体制、訓練・教育及び警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護区域等への常時立入者の必要性を確認し、常時立入者を必要最小限の 者に制限することにより、内部脅威者のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域等への常時立入者として証明書等を発行された者の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行)の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

(1)検査の頻度1年間に1回程度

(2) 検査時間

2人/0. 50 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派 遣など)を要請できる。

4 検査手順

防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、各区域への立入りの必要性を確認の上、証明書等を発行していることを確認する。また、証明書等の発行に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

証明書等発行に係る規定及び要領書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する常時立入者への証明書等の発行に係る措置が 審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、 是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられてい ることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3) 審査基準

No.	. 変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 立入承認

PP2302 防護区域等への人の立入り(一時立入者への証明書等の発行)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「立入承認」

検査分野:「防護区域等への人の立入り(一時立入者への証明書等の発行)」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域等への人の立入り(一時立入者への証明書等の発行)状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域等への人の立入り (一時立入者への証明書等の発行) の検査分野における体制、訓練・教育及び警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

一時立入者の立入りの必要性を確認し、一時立入者を必要最小限の者に制限することにより、内部脅威者のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域等への一時立入者として証明書等を発行された者の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域等への人の立入り(一時立入者への証明書等の発行)の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

(1) 検査の頻度

1年間に1回程度

(2) 検査時間

2人/0. 50 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者(常時立入者を除く。)については、その身分及び当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させていることを確認する。また、証明書等の発行に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

証明書等発行に係る規定及び要領書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する一時立入者への証明書等の発行に係る措置が 審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、 是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられてい ることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 立入承認

PP2303 個人の信頼性確認

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「立入承認」

検査分野:「個人の信頼性確認」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される個人の信頼性確認状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、個人の信頼性確認の検査分野における体制、教育にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

個人の信頼性確認を実施して、妨害破壊行為を行うおそれ、秘密を漏らすおそれのある対象者を排除することにより、内部脅威者のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

個人の信頼性確認に関する手続、現場確認等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、作成された管理情報文書の状況を考慮し、検査対象を選定する。

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2人/0.50(h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派 遣など)を要請できる。

4 検査手順

施設の重要な区域に立ち入ろうとする者が、施設に対し妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を取り扱おうとする者が、当該秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて、事業者が、個人の信頼性確認を適切に実施していることを確認する。また、個人の信頼性確認に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

個人の信頼性確認に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する個人の信頼性確認に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、 是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられてい ることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3) 審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 立入承認

PP2304 個人の信頼性確認に係る判断基準

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「立入承認」

検査分野:「個人の信頼性確認に係る判断基準」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される個人の信頼性確認に係る判断状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。これらの確認については、個人の信頼性確認に係る判断基準の検査分野における体制、教育にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

個人の信頼性確認を実施して、妨害破壊行為を行うおそれ、秘密を漏らすおそれのある対象者を排除することにより、内部脅威者のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

個人の信頼性確認に関する判断基準の全てを検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2 人/ 0. 2 0 (h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派 遣など)を要請できる。

4 検査手順

事業者が実施する個人の信頼性確認において、当該判断基準が適切かどうか を確認する。

4.1 検査前準備

個人の信頼性確認に係る判断基準に関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する個人の信頼性確認に係る判断基準に係る措置 が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、 是正措置プログラム (CAP) 等において是正処置が適切に講じられてい ることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 立入承認

PP2305 個人の信頼性確認に係る結果の通知及び苦情の申出手続

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「立入承認」

検査分野:「個人の信頼性確認に係る結果の通知及び苦情の申出手続」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される個人の信頼性確認に係る結果の通知及び苦情の申出手続状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、個人の信頼性確認に係る結果の通知及び苦情の申出手続の検査分野における体制、教育にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

個人の信頼性確認を実施して、妨害破壊行為を行うおそれ、秘密を漏らすおそれのある対象者を排除することにより、内部脅威者のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

過去12か月間又は前回検査以降の個人の信頼性確認における結果の通知及び苦情の申出手続、現場確認等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、個人の信頼性確認の実施状況を考慮し、検査対象を選定する。

- (1)検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2人/0. 20 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派 遣など)を要請できる。

4 検査手順

事業者が実施する個人の信頼性確認において、結果の通知及び苦情の申出手続が適切に処理されていることを確認する。また、結果の通知及び苦情の申出手続に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

個人の信頼性確認に係る結果の通知及び苦情の申出手続に関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する個人の信頼性確認に係る結果の通知及び苦情の申出手続に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、 是正措置プログラム (CAP) 等において是正処置が適切に講じられてい ることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	



検査ガイド 出入管理

PP2401 防護区域への人の立入り(一時立入者の監督)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「出入管理」

検査分野:「防護区域への人の立入り (一時立入者の監督)」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域への人の立入り(一時立入者の監督)状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域への人の立入り(一時立入者の監督)の 検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量に も留意する。

2.2 防護措置の狙い

事業者は、防護区域周辺で常時立入者に一時立入者を監督させることにより、 一時立入者の妨害破壊行為又は盗取のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域へ立ち入る一時立入者の監督に係る全てが検査対象となり得るが、 本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象につい て検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域 への人の立入り(一時立入者の監督)の状況を考慮し、検査対象を選定する。

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2人/0. 50 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2)必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

防護区域に一時立入者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立 入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせていることを確認す る。

4.1 検査前準備

防護区域等への人の立入り(一時立入者の監督)に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域等への人の立入り(一時立入者の監督)に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審查基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理

PP2402 防護区域への車両の立入り

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「出入管理」

検査分野:「防護区域へ車両の立入り」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域への車両の立入り状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域への車両の立入りの検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護区域への車両を制限することにより、内部脅威者による破壊行為の用に供され得る物品の持込み、外部脅威者による不法な侵入のリスクを低減する。また、防護区域境界扉等の開放管理を行うことにより、人及び車両による突入のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域への入域許可証の発行を受けた車両の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域への車両の入域の状況を考慮し、検査対象を選定する。

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2人/0. 50 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

業務用の車両以外の車両が防護区域への立入りを禁止されていること及び防護区域境界扉等の不要な開放を禁止していることを確認する。ただし、防護区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。また、防護区域への車両の立入りに関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護区域への車両の立入りに関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域への車両の立入りに係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3) 審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理

PP2403 周辺防護区域への車両の立入り

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「出入管理」

検査分野:「周辺防護区域への車両の立入り」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される周辺防護区域への車両の立入り状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。これらの確認については、周辺防護区域への車両の立入りの検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

周辺防護区域への車両を制限することにより、内部脅威者による破壊行為の 用に供され得る物品の持込み、外部脅威者による不法な侵入のリスクを低減す る。

3 検査要件

3.1 検査対象

周辺防護区域の車両入口を通過する車両の全てが検査対象となり得るが、本 検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について 検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の周辺防護区 域への車両の入域の状況を考慮し、検査対象を選定する。

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2人/0. 50 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2)必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

業務用の車両以外の車両が周辺防護区域への立入りを禁止されていること及び車両出入口の常時閉鎖、入域車両に対する強行突破防止措置がなされていることを確認する。また、周辺防護区域への車両の立入りに関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

周辺防護区域への車両の立入りに関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する周辺防護区域への車両の立入りに係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理

PP2404 防護区域等の駐車場の設置

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「出入管理」

検査分野:「防護区域等の駐車場の設置」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域等の駐車場の設置状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域等の駐車場の設置の検査分野における設備の保全にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

指定駐車場以外への駐車及び重要設備近傍への駐車をさせないことにより、 車両を使用した妨害破壊行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域等の駐車場の設置及びそれらの駐車場に駐車している車両並びに 駐車場外に駐車している車両の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限 られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施す ることとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域等への車両の入 域の状況を考慮し、検査対象を選定する。

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回
- (2) 検査時間
 - 2 人/0. 50 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2)必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

防護区域内及び周辺防護区域内にそれぞれ駐車場を設置し、各区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車されていることを確認する。また、駐車場の設置に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護区域等の駐車場の設置に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域等の駐車場の設置に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3) 審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理

PP2405 当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「出入管理」

検査分野:「当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両の検査分野における体制、訓練・教育及び警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

駐車場の外に駐車することが特に必要な車両を制限することにより、車両を 使用した妨害破壊行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域等の駐車場外に駐車している車両の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両の入域の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2 人/0. 20 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内において駐車場の外に駐車することが特に必要な車両が、適正な要領(事前申請、許可証の提示等)で駐車されていることを確認する。また、許可証等の発行に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両に関する関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

N	lo.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
	1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
	2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理

PP2406 防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「出入管理」

検査分野:「防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護区域等の出入口における人、手荷物、車両による破壊行為の用に供され得る物品の持込み、特定核燃料物質の持ち出しの点検を行うことにより、特定核燃料物質の盗取、妨害破壊行為のリスクを低減する。また、許可されていない区域への情報端末の持込みを制限することにより、情報漏えいを防止する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域等へ人、手荷物、車両によって持ち込まれる物品及び防護区域等から人、手荷物、車両によって持ち出される物品の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、人、手荷物、車両によって持ち込まれ、又は持ち出される物品の状況並びに施設及び防護区域等の出入口の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回程度
- (2) 検査時間 2人/0.5(h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供され得る物品(持込みの必要性が認められるものを除く。)の持込み及び特定核燃料物質(持出しの必要性が認められるものを除く。)の持出しが行われないように点検を行っていることを確認する。また、許可されていない区域への情報端末の持込制限の状況を確認する。

なお、目視等による点検が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理

PP2407 防護区域の出入口の措置(金属探知機等による点検)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「出入管理」

検査分野:「防護区域の出入口の措置(金属探知機等による点検)」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域の出入口の措置(金属探知機及び核物質検知装置による点検)状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号口で規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域の出入口の措置(金属探知機及び核物質 検知装置による点検)の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全の ほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護区域の出入口における金属探知機及び核物質検知装置による点検を行うことにより、防護区域からの特定核燃料物質の盗取、防護区域内での妨害破壊行為のリスクを低減する。また、許可されていない区域への情報端末の持込みを制限することにより、情報漏えいを防止する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域へ入域する人、車両及び持ち込まれる荷物並びに防護区域から退域する人、車両及び持ち出される荷物の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域への入退域等の状況並びに施設及び防護区域の出入口の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回程度
- (2) 検査時間 2人/0.50(h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

防護区域の出入口で、常時立入者及び一時立入者が持ち込み又は持ち出そうとする物品を、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属探知機及び核物質検知装置を用いて点検していることを確認する。また、許可されていない区域への情報端末の持込制限の状況を確認する。

なお、金属探知機及び核物質検知装置による点検が適切に行われていることを 関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護区域の出入口の措置(金属探知機等による点検)に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域の出入口における金属探知機及び核物質検知装置による点検に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理

PP2408 防護区域等の出入口の措置(出入口の常時監視)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「出入管理」

検査分野:「防護区域等の出入口の措置(出入口の常時監視)」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域等の出入口の措置(出入口の常時監視)状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号口で規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域等の出入口の措置(出入口の常時監視)の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護区域等の出入口を常時監視することにより、防護区域等の出入口における許可されていない人の出入り並びに荷物の持込み及び持出しのリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域等の出入口の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域等の出入口の措置状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

(1) 検査の頻度

1年間に1回程度

(2) 検査時間

2 人/ 0.5 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

防護区域等の出入口で警備員等が出入口を常時監視していることを確認する。 ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる 装置を設置した場合は、この限りでない。また、防護区域等の出入口の措置(出 入口の常時監視)に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウ オークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護区域等の出入口の措置(出入口の常時監視)に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域等の出入口の常時監視に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理

PP2409 見張人の詰所での一時立入者の監督

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「出入管理」

検査分野:「見張人の詰所での一時立入者の監督」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される見張人の詰所での一時立入者の監督状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。これらの確認については、見張人の詰所での一時立入者の監督の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

見張人の詰所における一時立入者を監督することにより、一時立入者の見張 人の詰所への妨害破壊行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

見張人の詰所での一時立入者の監督に関する要領、記録、現場確認等の全て が検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を 選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際し ては、見張人の詰所での一時立入者の監督の状況を考慮し、検査対象を選定す る。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2人/0.20(h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2)必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

見張人の詰所での一時立入者の監督に関する要領、記録、現場確認等の全てを検査対象とする。また、見張人の詰所での一時立入者の監督に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査における事前準備

見張人の詰所での一時立入者の監督に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する見張人の詰所における一時立入者の監督が審査 基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3) 審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 出入管理

PP2410 監視所での一時立入者の監督

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「出入管理」

検査分野:「監視所での一時立入者の監督」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される監視所での一時立入者の監督状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、監視所での一時立入者の監督の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

監視所における一時立入者を監督することにより、一時立入者の監視所への妨害破壊行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

監視所での一時立入者の監督に関する要領、記録、現場確認等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、監視所での一時立入者の監督の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回程度
- (2) 検査時間

2人/0.50(h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

監視所に一時立入者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせていることを確認する。また、監視所での一時立入者の監督に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

監視所での一時立入者の監督に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する監視所における一時立入者の監督が審査基準に 適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3) 審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP25 物理的防護

PP2501 防護区域の設定(防護区域の障壁)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「防護区域の設定(防護区域の障壁)」

2 検査目的等

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域の設定(防護区域の障壁)状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。これらの確認については、防護区域の設定(防護区域の障壁)の検査分野における設備の保全にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護区域境界に堅固な障壁を設置することにより、防護区域への外部脅威者の侵入に対し必要な遅延時間を確保する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域の設定(防護区域の障壁)の全てが検査対象となり得るが、本検査では、過去12か月間又は前回検査以降に変更された箇所が検査対象となる。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回
- (2) 検査時間

2 人/ 0. 7 5 (h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2)必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

防護区域を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁その他の堅固な構造の障壁によって区画していることを確認する。また、防護区域の設定(防護区域の障壁)に関する関連文書の調査、ウォークダウン等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護区域の設定(防護区域の障壁)に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域の設定(防護区域の障壁)に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2502 防護区域の設定(防護区域内の監視)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「防護区域の設定(防護区域内の監視)」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域の設定(防護区域内の監視)状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域の設定(防護区域内の監視)の検査分野における設備の保全にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護区域内の重要設備に対し監視装置を設置することにより、防護区域内に おける内部脅威者の妨害破壊行為を検知するとともに当該行為を抑制する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護区域内の監視装置、監視装置から送られてくる映像を評価するための装置の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の防護区域内の重要設備の状況及び監視装置の設置状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回
- (2) 検査時間

2 人/ 1. 00 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の防護のための防護区域を定め、当該防護区域を適切かつ十分に監視できる装置を防護区域内に設置していることを確認する。また、防護区域の設定(防護区域内の監視)に関する関連文書の調査、ウォークダウン等によって性能等を確認する。

4.1 検査前準備

防護区域の設定(防護区域内の監視)に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護区域の設定(防護区域内の監視)に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審查基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2503 周辺防護区域の設定(周辺防護区域の柵等の障壁)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「周辺防護区域の設定(周辺防護区域の柵等の障壁)」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される周辺防護区域の設定(周辺防護区域の柵等の障壁)状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、周辺防護区域の設定(周辺防護区域の柵等の障壁)の検査分野における設備の保全にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

周辺防護区域境界に障壁及び検知装置を設置することにより、周辺防護区域 への外部脅威者の侵入に対して必要な遅延時間を確保する。

3 検査要件

3.1 検査対象

周辺防護区域の柵等の障壁については、周辺防護区域の柵等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、 それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当 該施設の周辺防護区域の柵等の障壁の設置状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度
 - 1年間に1回
- (2) 検査時間
 - $3 \, \text{人} / \, 1. \, \, 0.0 \, \, \text{(h)}$

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2)必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

防護区域の周辺に周辺防護区域を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画していることを確認する。また、周辺防護区域の設定が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン等によって確認する。

4.1 検査前準備

周辺防護区域の設定(周辺防護区域の柵等の障壁)に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する周辺防護区域の設定(周辺防護区域の柵等の障壁)に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2504 周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)の検査分野における設備の保全にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

周辺防護区域境界に沿って侵入監視装置等を設置することにより、周辺防護 区域への外部脅威者の侵入を早期に検知・識別する。また、夜間における当該 柵等の周辺で必要な照度を確保し、警備員等の活動を容易にする。

3 検査要件

3.1 検査対象

周辺防護区域の柵等に沿って設置された人の侵入を確認できる設備又は装置の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、周辺防護区域の障壁周辺の人の侵入を確認できる設備又は装置の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

(1)検査の頻度1年間に1回

(2) 検査時間

2人/0.75 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2)必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

周辺防護区域障壁の周辺に照明装置、人の侵入を確認できる設備又は装置が設置されていることを確認する。また、周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)が適切に設置されていることを関連文書の調査、ウォークダウン等によって確認する。

4.1 検査前準備

周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	
3	2025/04/01	2025/04/01	記載の適正化	

PP2505 立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)の検査分野における設備の保全にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

立入制限区域境界に障壁を設置することにより、立入制限区域への外部脅威者の侵入に対して必要な遅延時間を確保する。

3 検査要件

3.1 検査対象

立入制限区域の柵等の障壁については、立入制限区域境界の柵等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の立入制限区域の柵等の障壁の設置状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度
 - 1年間に1回
- (2) 検査時間
 - 2人/1.00(h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

立入制限区域を定め、当該区域は人が容易に侵入することを防止できる十分な 高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画されていることを確認する。また、 立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)が適切に行われていることを 関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2506 防護区域等の巡視

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「防護区域等の巡視」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護区域等の巡視状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護区域等の巡視の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

構内を警備員等が随時巡視することにより、防護措置及び特定核燃料物質の 異常、侵入痕跡の有無を検知するほか、内部脅威者及び外部脅威者による不法 行為のリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

巡視要領を定めた文書、実際の巡視方法、巡視時の器材及び巡視記録等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、防護区域等の巡視状況の内容を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度
 - 1年間に1回
- (2) 検査時間

2人/0. 75 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

警備員等が、監視装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び 取扱形態に応じた適切な方法により、当該防護区域、周辺防護区域及び立入制限 区域を巡視していることを確認する。また、防護区域等の巡視活動が適切に行わ れていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認 する。

4.1 検査前準備

防護区域等の巡視に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施した防護区域等の巡視が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2507 特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び封印(事業所内運搬)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び封印(事業所内運搬)」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される特定核燃料物質の運搬(特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び封印)状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認においては、輸送情報の取扱いにも留意する。

2.2 防護措置の狙い

事業所内(区分 I 施設においては周辺防護区域の外。区分 II 施設においては防護区域の外。)において特定核燃料物質を輸送する場合に特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印し、又はそれらと同等以上の措置を講ずることにより、特定核燃料物質の盗取を防止するほか、当該容器が開封されたことを検知する。

3 検査要件

3.1 検査対象

特定核燃料物質を運搬する容器への施錠及び封印に関する要領の全てが検査対象となり得るが、本検査では、過去12か月間又は前回検査以降の運搬実績が検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回
- (2) 検査時間
 - 2人/0. 75 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2)必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質を収納する容器において適切な施錠及び封印を実施していることを確認する。また、特定核燃料物質を運搬する容器への施錠及び封印に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

容器の施錠及び封印等に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する施錠及び封印等に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3) 審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	
3	2025/04/01	2025/04/01	記載の適正化	

PP2508 監視装置の設置

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「監視装置の設置」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される監視装置の設置状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、監視装置の設置の検査分野における設備の保全にも関連することから、当該活動に関連する防護措置についても留意する。

2.2 防護措置の狙い

見張人の詰所及び監視所に監視表示装置を設置することにより、警備員等と 監視装置が相互に補完し、装置が確実に侵入者を検知して、警備員等が迅速に 確認できるようにする。

3 検査要件

3.1 検査対象

見張人の詰所及び監視所に設置している監視装置の全てが検査対象となる。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回
- (2) 検査時間

2 人/ 0. 5 0 (h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2)必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有する監視装置を設置していることを確認する。また、監視装置を構成する装置であって人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであって警備員等が常時監視できる位置に設置していることを確認する。さらに、監視装置の設置が適切に運用されていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

監視装置の設置に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する監視装置の設置に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切 な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われている ことを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2509 出入口における鍵の複製困難化

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「出入口における鍵の複製困難化」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される出入口における鍵の複製困難化状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。これらの確認については、出入口における鍵の複製困難化の検査分野におけ

これらの確認については、出入口における鍵の複製困難化の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

鍵及び錠の複製が困難となるような措置を講ずることにより、外部脅威者及 び内部脅威者において複製ができないようにする。

3 検査要件

3.1 検査対象

出入口における鍵の複製困難化措置の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の鍵の管理状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度 1年間に1回
- (2) 検査時間

2人/0. 50 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行うなど、複製が困難となるような措置が講じていることを確認する。また、鍵の複製困難化に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

出入口における鍵の複製困難化に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する出入口における鍵の複製困難化の措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3) 審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2510 出入口の鍵又は錠に不審点が認められた場合の鍵及び錠の取替 え等

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「出入口の鍵又は錠に不審点が認められた場合の鍵及び錠の取替え

等」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される出入口における不審点が認められた場合の鍵及び錠の取替え等の状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、出入口の鍵又は錠に不審点が認められた場合の鍵 及び錠の取替え等の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、 警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

出入口の鍵又は錠に不審点が認められた場合は、鍵及び錠の取替え等を講ずることにより、外部脅威者及び内部脅威者に解錠されないようにする。

3 検査要件

3.1 検査対象

不審点が認められた場合の鍵及び錠の取替え等については、不審が認められた鍵及び錠のうち過去12か月間又は前回検査以降発見された全てを検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回
- (2) 検査時間

 $3 \, \text{人} / \, 0.50 \, \text{(h)}$

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠については、不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造が変更をされていることを確認する。また、出入口の鍵又は錠に不審点が認められた場合の鍵及び錠の取替え等に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

出入口の鍵又は錠に不審点が認められた場合の鍵及び錠の取替え等に係る 関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する出入口の鍵又は錠に不審点が認められた場合の 鍵及び錠の取替え等に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2511 出入口における鍵の管理

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「出入口における鍵の管理」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される出入口における鍵の管理状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、出入口における鍵の管理の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

鍵を厳重に管理することにより、出入口が不法に解錠され、又は合い鍵を作成されるリスクを軽減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

鍵本体、貸出し簿、点検簿等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、当該施設の出入口の鍵の管理状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回
- (2) 検査時間

2人/1. 00 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠については、鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、 当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止していることを確認する。また、 出入口における鍵の管理に関する活動が適切に行われていることを関連文書の 調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

出入口における鍵の管理に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する出入口における鍵の管理が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2512 非常用電源設備及び無停電電源装置の設置(核物質防護設備及び 装置)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「非常用電源設備及び無停電電源設備の設置(核物質防護設備及び

装置)」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される非常用電源設備及び無停電電源装置の設置状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、非常用電源設備及び無停電電源装置の設置の検査分野における設備の保全にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

非常用電源設備及び無停電電源設備を設置することにより、常用電源が喪失 した場合でも防護設備の機能を常に維持する。

3 検査要件

3.1 検査対象

非常用電源設備及び無停電電源設備の設置に関する全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施する。サンプル選定に際しては、当該施設の非常用電源設備及び無停電電源設備の設置状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回
- (2) 検査時間

2人/0.75(h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講じていることを確認する。また、非常用電源設備及び無停電電源装置が適切に設置されていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

非常用電源設備及び無停電電源設備の設置に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する非常用電源設備及び無停電電源装置の設置に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2513 防護設備の点検及び保守

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「防護設備の点検及び保守」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護設備の点検及び保守状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護設備の点検及び保守の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護設備の点検及び保守を適切に実施することにより、防護設備の機能を常に 維持する。

3 検査要件

3.1 検査対象

防護設備の点検及び保守を定めた文書、点検及び保守に関する記録、実際の維持管理状況の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象 (サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、防護設備の点検及び保守の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回
- (2) 検査時間

2人/1. 00 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の点検及び保守を行い、その機能が維持されていることを確認する。また、防護設備の点検及び保守が適切に実施されていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護設備の点検及び保守に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護設備の点検及び保守が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審查基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	
3	2025/04/01	2025/04/01	記載の適正化	

PP2514 見張人の詰所

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」 検査分野:「見張人の詰所」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される見張人の詰所の状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、見張人の詰所の検査分野における設備の保全にも 留意する。

2.2 防護措置の狙い

防護の中枢となる見張人の詰所を設置し、常時監視を行うことにより、異常を早期に確認し、内部脅威者及び外部脅威者の不法行為に適切に対応する。

3 検査要件

3.1 検査対象

見張人の詰所に関連する全てが検査対象となり得るが、本検査では、前回検査以降に変更された箇所の全てを検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回
- (2) 検査時間

2人/0. 75 (h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2)必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

見張人の詰所を適切な場所に設置していることを確認する。また、見張人の詰 所が適切に運用されていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュ 一等によって確認する。

4.1 検査前準備

見張人の詰所に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する見張人の詰所に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2515 見張人の詰所における連絡手段

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「見張人の詰所における連絡手段」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される見張人の詰所における連絡手段の状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。これらの確認については、見張人の詰所における連絡手段の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

見張人の詰所と巡視等で同所の外にいる警備員等(防護区域入域中も含む。) との通信を外部の者に傍受されることなく迅速かつ着実に行うとともに、治安 機関との定期的な連絡により、内部脅威者及び外部脅威者の不法行為に適切に 対応する。

3 検査要件

3.1 検査対象

見張人の詰所における連絡手段の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、見張人の詰所における連絡手段の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度
 - 1年間に1回
- (2) 検査時間

2人/0. 50 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

見張人の詰所においては、見張りを行っている警備員等と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにしていることを確認する。また、防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにしていることを確認する。さらに、見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による2種類以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにしていることを確認する。また、見張人の詰所における連絡手段が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

見張人の詰所における連絡手段に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する見張人の詰所における連絡手段が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審查基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2516 監視所

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「監視所」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される監視所の状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、監視所の検査分野における設備の保全にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

見張人の詰所の代替機能を有する監視所を設置することにより、防護に係る中枢機能を維持し、内部脅威者及び外部脅威者の不法行為に適切に対応する。

3 検査要件

3.1 検査対象

監視所に関連する全てが検査対象となり得るが、本検査では、前回検査以降に変更された箇所の全てを検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回
- (2) 検査時間
 - 2人/0. 75 (h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、監視所を設置していることを確認する。また、監視所が適切に運用されていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

監視所に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が設置する監視所が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な 期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていること を確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3) 審查基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2517 監視所の連絡手段

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「監視所の連絡手段」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される監視所の連絡手段の状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、監視所の連絡手段の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

監視所と巡視等で同所の外にいる警備員等(防護区域入域中も含む。)との通信を外部の者に傍受されることなく迅速かつ着実に行うとともに、治安機関との定期的な連絡により、内部脅威者及び外部脅威者の不法行為に適切に対応する。

3 検査要件

3.1 検査対象

監視所の連絡手段の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の 検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。 サンプル選定に際しては、連絡手段の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回
- (2) 検査時間

2人/0. 50 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

監視所においては、見張りを行っている警備員等と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにしていることを確認する。また、防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにしていることを確認する。さらに、監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による2種類以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにしていることを確認する。また、監視所の連絡手段が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

監視所の連絡手段に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する監視所の連絡手段に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審查基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP2518 事業所外運搬における運搬物の防護措置(施錠及び封印等) (区分 I 輸送物)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「事業所外運搬における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に

関する法律施行令(以下「令」という。)第48条の表第2号の下欄に掲

げる特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び封印等」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号ハで規定される事項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置)のうち、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(以下「外運搬規則」という。)第15条で規定される特定核燃料物質を収納する容器における施錠及び封印の状況並びに外運搬規則第16条で規定される情報管理の状況を確認する。

また、外運搬規則第20条に基づく特定核燃料物質の防護のための措置に係る運搬に関する確認については、原子力規制検査等実施要領の「4 法定確認行為等と原子力規制検査の関係」を踏まえ、本検査ガイドに基づき実施する。

これらの確認においては、輸送情報の取扱いにも留意する。

2.2 防護措置の狙い

特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印し、又はそれらと同等以上の措置を講ずることにより、特定核燃料物質の盗取を防止するほか、当該容器が開封されたことを検知する。また、情報を適切に管理することにより、詳細な事項が必要な者以外に知られるリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

令第48条の表第2号の下欄に掲げる特定核燃料物質を収納する容器の施錠及 び封印に関する要領、点検記録(状況写真等を取りまとめた記録を含む。)、情報 管理要領等の全てを検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回程度
- (2) 検査時間 3人/0.75(h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

令第48条の表第2号の下欄に掲げる特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び 封印等を適切に実施していることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュ 一等によって確認する。

4.1 検査前準備

令第48条の表第2号の下欄に掲げる特定核燃料物質を収納する容器の施錠及 び封印等に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する施錠及び封印等に係る措置について、区分に関わらず、審査基準において定める特定核燃料物質の運搬及び秘密の管理の基準と同等以上の措置が講じられていることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3) 外運搬規則第15条及び第16条
- (4)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2023/05/31	2023/05/31	制定	

PP2519 事業所外運搬における運搬物の防護措置(施錠及び封印等) (区分 II、III輸送物)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「物理的防護」

検査分野:「令第48条の表第2号の下欄に掲げる特定核燃料物質以外の特定核燃

料物質を収納する容器の施錠及び封印等」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号ハで規定される事項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置)のうち、外運搬規則第15条で規定される特定核燃料物質を収納する容器における施錠及び封印の状況並びに外運搬規則第16条で規定される情報管理の状況を確認する。

これらの確認においては、輸送情報の取扱いにも留意する。

2.2 防護措置の狙い

特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印し、又はそれらと同等以上の措置を講ずることにより、特定核燃料物質の盗取を防止するほか、当該容器が開封されたことを検知する。また、情報を適切に管理することにより、詳細な事項が必要な者以外の者に知られるリスクを低減する。

3 検査要件

3.1 検査対象

令第48条の表第2号の下欄に掲げる特定核燃料物質以外の特定核燃料物質を 収納する容器の施錠及び封印に関する要領、点検記録(状況写真等を取りまとめ た記録を含む。)、情報管理要領等が検査対象となり得るが、本検査では、前回検 査以降の事業所外の運搬に係るものを検査対象とする。

3.2 検査の頻度等

(1)検査の頻度

1年間に1回程度

(2) 検査時間

3人/0.75(h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

令第48条の表第2号の下欄に掲げる特定核燃料物質以外の特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び封印等を適切に実施していることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

令第48条の表第2号の下欄に掲げる特定核燃料物質以外の特定核燃料物質を 収納する容器の施錠及び封印等に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する施錠及び封印等に係る措置について、区分に関わらず、審査基準において定める特定核燃料物質の運搬及び秘密の管理の基準と同等以上の措置が講じられていることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3) 外運搬規則第15条及び第16条
- (4) 審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2023/05/31	2023/05/31	制定	

PP26 情報システム防護

検査ガイド 情報システム防護

PP2601 情報システムに対する外部からのアクセス遮断

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」評価領域:「情報システム防護」

検査分野:「情報システムに対する外部からのアクセス遮断」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される情報システムに対する外部からのアクセス遮断状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、情報システムに対する外部からのアクセス遮断の検査分野における体制、訓練・教育、設備の保全等にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

情報システムに関し外部からのアクセスを遮断することにより、情報システムをサイバー攻撃から防護する。

3 検査要件

3.1 検査対象

情報システムに関連する書類(ネットワーク構成図、真に必要な理由に該当する文書等)、実際の連接状況の全てが検査対象となり得るが、ネットワーク構成機器の現場検査については、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、ネットワーク構成状況等を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2 人/ 0. 7 5 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

試験研究用等原子炉施設及び使用施設等並びに特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断していることを確認する。また、情報システムに対する外部からのアクセス遮断に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査事前準備

情報システムに対する外部からのアクセス遮断に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する情報システムに対する外部からのアクセス遮断に 係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措 置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

N	lo.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
	1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
	2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 情報システム防護

PP2602 情報システムセキュリティ計画の作成

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」 評価領域:「情報システム防護」

検査分野:「情報システムセキュリティ計画の作成」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される情報システムセキュリティ計画の作成状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、情報システムセキュリティ計画の作成の検査分野に おける体制、訓練・教育、設備の保全等にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

情報システムセキュリティ計画を作成することにより、情報システムに対する 妨害破壊行為を防止し、侵害を受けた場合に迅速かつ確実に復旧を行う。

3 検査要件

3.1 検査対象

情報システムセキュリティ計画及びその関連文書(施設の情報システム及びアプリケーションのリスト、ネットワーク構成図、防護対象設備一覧、異常時対応計画等)、維持管理の記録、実際の維持管理の状況の確認の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、情報システムセキュリティ計画及びその関連文書の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回
- (2) 検査時間 2人/0.75(h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は 行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように情報システムセキュリティ計画を作成していることを確認する。また、情報システムセキュリティ計画の作 成に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

情報システムセキュリティ計画の作成に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する情報システムセキュリティ計画の作成に係る措置 が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP27 核物質防護体制

検査ガイド 核物質防護体制

PP2701 防護体制の整備

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「核物質防護体制」 検査分野:「防護体制の整備」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護体制の整備状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、防護体制の整備の検査分野における体制、訓練・教育にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備することにより、責任と役割 を明確にして経営責任者を含めた総合的な対応を図る。

3 検査要件

3.1 検査対象

核物質防護に係る各部署の責任と役割に関する文書、活動状況、現場確認等が 検査対象となり得る。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2 人/0. 40 (h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備していることを確認する。また、 防護体制の整備に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、インタ ビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

防護体制の整備に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する防護体制の整備に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な 期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていること を確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 核物質防護体制

PP2702 緊急時対応計画の作成

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「核物質防護体制」

検査分野:「緊急時対応計画の作成」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される緊急時対応計画の作成状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、緊急時対応計画の作成の検査分野における体制、訓練・教育、設備の保全等にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

適切な緊急時対応計画の作成することにより、不法行為に効果的に対応する。

3 検査要件

3.1 検査対象

緊急時対応計画、同計画に基づく資器材の準備、関係者への周知、教育・訓練及び同計画の評価改善等の全てが検査対象となり得るが、本検査では、緊急時対応計画を除き、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、緊急時対応計画の作成の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2人/0. 60 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

緊急時対応計画を作成していることを確認する。また、緊急時対応計画が適切に 作成されていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって 確認する。

4.1 検査前準備

緊急時対応計画の作成に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する緊急時対応計画の作成に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 核物質防護体制

PP2703 緊急時対応計画における留意事項

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「核物質防護体制」

検査分野:「緊急時対応計画における留意事項」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される緊急時対応計画における留意事項の状況を確認する。当該事項は、法第12条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、緊急時対応計画における留意事項の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

緊急時対応計画については、緊急時に留意すべきことを考慮しつつ作成することにより、効果的な緊急時対応を実現する。

3 検査要件

3.1 検査対象

緊急事態対応計画の作成に関する文書の全てが検査対象となり得るが、本検査では、過去12か月間又は前回検査以降の実績及び変更された箇所が検査対象となる。

3.2 検査の頻度等

- (1) 検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2 人/0. 40 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

緊急時対応計画については、緊急時に留意すべきこと及び計画の有効性について も考慮されていることを確認する。

4.1 検査前準備

緊急時対応計画における留意事項に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する緊急時対応計画における留意事項に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No).	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
-	1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
4	2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 核物質防護体制

PP2704 法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「核物質防護体制」

検査分野:「法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)のうち、 法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制を確認する。

これらの確認については、法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制の検査分野における体制、訓練・教育にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

法令遵守及び核セキュリティ文化醸成を推進することにより、事業者一体となった適切な核物質防護体制を維持する。

3 検査要件

3.1 検査対象

法令遵守及び核物質防護規定遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)、核セキュリティ文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に係る全ての事項が検査対象となるが、本検査においては、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、体制の構築状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間
 - 2人/0. 60 (h)

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制が適切にとられていることを関連 文書の調査及びインタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制に係る措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

検査ガイド 核物質防護体制

PP2705 非常の場合の対応

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「核物質防護体制」 検査分野:「非常の場合の対応」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第3号ロイで規定される事項(核物質防護規定)のうち、非常の場合の対応について確認する。

これらの確認については、非常の場合の対応の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

非常の場合の対応を万全とすることにより、必要な核物質防護に係る措置を維持する。

3 検査要件

3.1 検査対象

非常の場合の対応についての全てが検査対象となる。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度
 - 1年間に1回程度
- (2) 検査時間

2 人/ 0. 4 0 (h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など) を要請できる。

4 検査手順

非常の場合の対応に関する活動が適切に行われていることを関連文書の調査、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

非常の場合の対応に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する非常の場合の対応に係る措置が事業者の定める核 物質防護規定に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2020/04/01	2020/04/01	制定	
2	2023/05/31	2023/05/31	記載の適正化	

PP28 共 通

PP2801 教育及び訓練

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「特定核燃料物質の管理」、「核物質防護情報の管理」、「立入承認」、

「出入管理」、「物理的防護」、「情報システム防護」、「核物質防護体制」

検査分野:「教育及び訓練」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される教育及び訓練状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、教育及び訓練の検査分野における体制及び警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

従業者に対し計画的な教育及び訓練を実施することにより、必要な知識・能力 (技術)等を継続的に維持していく。

3 検査要件

3.1 検査対象

特定核燃料物質の防護に係る全ての業務に関連する従業者に対する教育計画、 内容、実績、被教育者の理解度、現場確認等の全てが検査対象となり得るが、本 検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検 査を実施することとする。サンプル選定に際しては、特定核燃料物質の防護に関 する教育及び訓練の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

(1) 検査の頻度

1年間に1回程度

(2) 検査時間

2人/5.25(h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練が行われていることを確認する。また、教育及び訓練が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。

4.1 検査前準備

教育及び訓練に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する教育及び訓練が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な 期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていること を確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2023/05/31	2023/05/31	制定	

PP2802 定期的な評価及び必要な改善

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「特定核燃料物質の管理」、「核物質防護情報の管理」、「立入承認」、

「出入管理」、「物理的防護」、「情報システム防護」、「核物質防護体制」

検査分野:「定期的な評価及び必要な改善」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される定期的な評価、必要な改善状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、定期的な評価及び必要な改善の検査分野における体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

核物質防護のために必要な措置についての定期的な評価と必要な改善により、 防護措置を常に最適な状態に保ち、核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された 場合に適切に対応する。

3 検査要件

3.1 検査対象

核物質防護に関する定期的な評価及び必要な改善の全てが検査対象となり得るが、本検査では、定期的な評価及び必要な改善に関する事項の中から、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、核物質防護に関する定期的な評価及び必要な改善の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回程度
- (2) 検査時間 2人/5.25(h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

核物質防護のために必要な措置について、定期的に評価し必要な改善を行っていることを関連文書の調査、ウォークダウン、インタビュー等によって確認する。また、定期的な評価及び必要な改善に関する活動の有効性の評価が定期的に行われていることを確認する。

4.1 検査前準備

定期的な評価及び必要な改善に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する定期的な評価及び必要な改善が審査基準に適合することを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正 措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを 確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2023/05/31	2023/05/31	制定	

PP2803 妨害破壊行為等の脅威への対応

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「特定核燃料物質の管理」、「核物質防護情報の管理」、「立入承認」、

「出入管理」、「物理的防護」、「情報システム防護」、「核物質防護体制」

検査分野:「妨害破壊行為等の脅威への対応」

2 検査の目的

2.1 目 的

法第61条の2の2第1項第4号イで規定される事項(防護措置)のうち、原子力施設の種別ごとの防護措置に係る規則条項で規定される防護措置が、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものであることを確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号ロで規定される事項(核物質防護規定)の遵守状況の確認と合わせて行う。

これらの確認については、妨害破壊行為等の脅威への対応の検査分野における 体制、訓練・教育及び設備の保全のほか、警備員等の力量にも留意する。

2.2 防護措置の狙い

原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとする ことにより、適切な防護措置の水準を確保する。

3 検査要件

3.1 検査対象

原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することとする。サンプル選定に際しては、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の状況を考慮し、検査対象を選定する。

3.2 検査頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回
- (2) 検査時間 2人/0.50(h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言や専門検査官の現場派遣など)を要請できる。

4 検査手順

妨害破壊行為等の脅威に対応する具体的な防護措置については、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとなっていることを確認する。また、当該措置の対応状況が適切に行われていることを関連文書の調査、ウォークダウン等によって確認する。

4.1 検査前準備

妨害破壊行為等の脅威への対応に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

対策官は、事業者が実施する妨害破壊行為等の脅威に対する防護措置が審査基準に適合していることを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合は、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2)本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3
- (2) 使用規則第2条の11の13
- (3)審査基準

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
1	2023/05/31	2023/05/31	制定	

PP2804 安全実績指標の検証(核物質防護)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」 評価領域:「共通」、「物理的防護」 検査分野:「安全実績指標の検証」

2 検査の目的

原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第1号)第5条及び原子力規制等実施要領(原規規発第1912257号-1)に基づき、各監視領域の関連に関する活動目的の達成状況を確認する安全活動に係る実績を示す指標(以下「安全実績指標」という。)及び指標の収集状況等を確認する。

なお、本指標は、法第67条の規定に基づき原子力規制検査等に関する規則第5条 により報告を徴収することとしている。

3 検査要件

3.1 検査対象

評価の対象とする安全実績指標(PI: Performance Indicator、以下「PI」という。)は、侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合(立入制限区域及び周辺防護区域に設置されているものに限る。)とする。

検査対象施設は、原子力規制検査等に関する規則第5条に基づく原子力事業者 等のうち立入制限区域及び周辺防護区域を定める施設とする。

3.2 検査の頻度等

- (1)検査の頻度1年間に1回程度
- (2) 検査時間 2人/3.00(h)

3.3 実施体制

- (1) 当該検査に係る資格・知識を有する対策官をリーダーとして実施する。
- (2) 必要に応じて他部門の協力・支援(技術的な助言など)を要請できる。

4 検査手順

過去4四半期における立入制限区域及び周辺防護区域の侵入検知器又は監視カメラが使用不能となり、これらの機器による監視機能が喪失していた時間の割合について、事業者の記録、報告書等をもとにPIデータと比較し、正しく報告されていることを確認する。

4.1 検査前準備

検査に際して、PIの評価に必要な事業者の規定類を事前に調査し確認するとともに、監視記録及び報告書等を入手し、又は閲覧する。

- (1) 事業者から提出されるPI
- (2) PI作成に係る要領書、手順書等
- (3) PIの基となる監視記録等及びそのデータ処理に関わる記録
- (4) 事故故障に係る事象報告書等の資料

4.2 検査の実施

PI 及び PI に係る事業者活動等について、「GI0006 安全実績指標に関するガイド」及び「ATENA 19-R01 原子力規制検査において活用する安全実績指標(PI)に関するガイドライン(原子力エネルギー協議会制定)」に基づき、侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合と PI を比較し確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

(1)検査の結果、報告されたPIデータと検証のために収集したデータに矛盾があり、データが信頼できないと判断した場合の処置

事業者のデータ収集又は解釈上の過誤による場合があるため、事業者に通知し確認を求める。また、事業者のCAP活動報告、不適合処置等を観察し検証状況を確認する。

- (2) PIの報告内容が誤りであった場合の処置 不適合処置の状況を観察し、事業者がPIデータの過誤を是正していること及 びその是正処置の有効性を適切に評価していることを確認する。
- (3) PIが閾値を超える場合等の処置

対策官は、検出された矛盾点について、PIが閾値を超え若しくはPIに対する信頼性を確認できないと判断した場合は、速やかにその旨を事業者及び本庁の関係者に通知する。

(4) 事業者から適切なPIデータが得られない、若しくはPIデータに重大な矛盾がある場合の処置

実行可能と判断できる場合、対策官により直接PIデータを収集するとともに検査を追加し検証する。

5 検査手引き

5.1 検査を実施する上での手引及び関連する留意事項

過去4四半期における立入制限区域及び周辺防護区域の侵入検知器又は監視カメラが使用不能となり、これらの機器による監視機能が喪失していた時間の割合について、事業者の記録、報告書等をもとにPIデータと比較し、正しく報告されていることを確認する。

5.2 その他の視点及び留意事項

監視記録を確認し、監視機能が喪失していた記録があれば、それがCAP等に入力され是正措置等が図られていること、正しくPIにカウントされていることを確認する。

6 法令、基準等

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令
- (3) 原子力規制検査等に関する規則
- (4) 原子力規制檢查等実施要領
- (5)原子力規制検査において活用する安全実績指標 (PI) に関するガイドライン (原子力エネルギー協議会)

No.	変更日y/m/d	施行日y/m/d	変更概要	備考
1	2025/04/01	2025/04/01	制定	

PP2805 事象発生時の初動対応(核物質防護)

1 監視領域

大分類及び小分類:「核物質防護」

評価領域:「特定核燃料物質の管理」、「核物質防護情報の管理」、「立入承

認」、「出入管理」、「物理的防護」、「情報システム防護」、

「核物質防護体制」、「共通」

検査分野:「事象発生時の初動対応」

2 検査の目的

法第62条の3の規定により各事業規則に定める法令報告のうち核燃料物質の盗取若しくは所在不明が発生した場合又はその他核物質防護事案が発生した場合、当該原子力施設における事業者の対応状況を確認する。

3 検査要件

3.1 検査対象

事業者の対応等について全てが検査対象となり得るが、本検査では、限られた 数の検査対象(サンプル)を選定し、それら対象について検査を実施することと する。

なお、必要に応じて実施される特別検査の計画等に適切な情報を提供することも留意すること。検査目的に照らし検査が必要と判断される場合には、上記検査対象以外から選定してもよい。

3.2 検査の頻度等

- (1) 本ガイドは、発生事象の重要度等に応じて必要な対応を行う場合の参考とする。
- (2) 検査に係る検査体制、頻度、サンプル数及び時間は任意とする。

4 検査手順

事象発生時の初動対応について、核物質防護のために必要な措置が行われているか確認する。

4.1 検査前準備

定期的な評価及び必要な改善に係る関連文書を確認する。

4.2 検査の実施

事業者が実施すべき事象発生時の対応が適切に行われたことを確認する。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1)本検査に関連する核物質防護に影響を及ぼす問題が特定された場合、是正措置プログラム(CAP)等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。

5 検査手引

5.1 検査を実施する上での手引及び関連する留意事項

- (1)対策官の初動対応
 - ア 対策官が自ら発見又は事業者からの報告等を受けた場合には、第1報をできるだけ早く本庁(緊急事案対策室、核セキュリティ部門)に連絡するとともに発生事象の内容、核物質防護への影響、該当する核物質防護規定条項等を確認し、本庁への情報提供を行う。
 - イ 事象発生現場の確認を行い、必要に応じて写真撮影等により対策官自ら記録を作成する。事象発生現場の確認を行う場合、核物質防護事案が継続している等で対策官の生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合には、事態が収束した後に確認を行う。

なお、事象の内容に応じて現場における防護措置の健全性を確認する。

- ウ 事業者が、緊急時対応計画等の手順書に従い事象を適切に分類し、必要な情報を原子力規制庁、関係自治体、本店等に適時に情報提供したことを確認するとともに、核物質防護情報の管理が適切になされているかを確認する。
- エ 原子力規制検査を行うため、パフォーマンス劣化や要因に関連する観察を 継続的に実施する。
- オ 防護措置に係るマニュアル、特定核燃料物質の管理に係る記録、監視装置の録画画像、警報装置のログ及び職員へのインタビュー等の情報を元に、原子力施設における防護措置の状況、職員のパフォーマンス及び特定核燃料物質の管理についての情報を整理し、原子力規制庁の関係者による評価を支援する。
- カ 事業者が開催する会議に陪席するなどして、事業者が事象の問題に適切に 対応しているかどうかを確認する。

(2) 職員のパフォーマンス

ほとんどの場合において、これらの事象は前兆がなく発生するため、対策官は職員のパフォーマンスを直接観察することはなく、事態が収束した後に、その出来事と職員の対応を確認する。

- ア 職員の過誤が原因の計画外の出来事については、特定核燃料物質の管理に かかる記録、監視装置のデータ又は緊急時対応計画等を確認し、職員の対応 が適切であったかどうかを確認する。
- イ あらゆる場合において、職員対応の評価を確認するため、特定核燃料物質の管理にかかる記録、監視装置のデータ、見張人等の勤務記録、手順書及び 関連する訓練を確認し、職員の対応が適切だったかどうかを判断する。
- ウ 事業者が適切に職員のパフォーマンスを評価したかどうかを確認する。

(3) 事業者の事象報告書等

事業者の評価が事象を正確に捉えているか、推定原因、人的要因等が検討されているかを確認し、対策官の意見、気付事項等を本庁関係部署(核セキュリティ部門)に提供する。

5.2 検査を実施する際の留意事項

- (1) 緊急時の対応となるため、職員や協力企業作業員等の活動を阻害する行為、 特に聞き取り調査等には十分配慮する必要がある。基本的には、事態が収束し た後に振り返って聞き取り確認をする方が望ましい。
- (2) 本庁での評価、検討と平行して、対策官は事象の内容に応じた検査運用ガイドを選定し、核物質防護に関する規制検査を計画し実施する。

なお、事象に応じて本庁の専門家を含めたチーム検査を計画しても良い。

6 法令、基準等

- (1) 試験炉規則第14条の3及び第16条の14
- (2) 使用規則第2条の11の10及び第6条の10

No.	変更日y/m/d	施行日y/m/d	変更概要	備考
1	2025/04/01	2025/04/01	制定	